

# むつ市まちづくり活動 応援補助金

令和6年度 概要版



## 1. 目的

・市は、市民や団体が実施する自主的で独創的な新しい活動を支援し、住み続けられるまちづくりを推進します。

・本補助金は、事業のスタートアップ資金※として活用していただき、むつ市の新たな魅力創出を目指す方を応援します。

※景観重要樹木の維持管理を除く、従来から継続して実施している事業等は対象となりません。

また、事業のランニングコストに補助金を充てることはできません。



## 2. 補助対象事業

### ○コンパクトシティ推進事業

補助率:補助対象経費の3/4以内  
上限額:100万円

### ○まちづくりGX推進事業

補助率:補助対象経費の1/2以内  
上限額:15万円

### ○景観向上推進事業

補助率:補助対象経費の3/4以内  
上限額:30万円

※詳細はP5以降を参考にしてください。

### 3. 対象外となる経費

項目	対象外となる経費	備考
消耗品費	配布するだけの消耗品（ノベルティとして配布するボールペンなど）	花苗や肥料等は補助対象となります。
燃料費	個人所有・レンタル問わず自家用車または事業用自動車へ給油した燃料費	草刈り機等への給油は補助対象となります。
印刷製本費	補助対象事業の周知を目的としたチラシやパンフレット以外の印刷または製本	
委託費	補助対象事業費の1/2以上となる委託 補助対象事業の主要部分にあたりとされる委託	
使用料・賃借料	事業に関係のない車両、物品等の借上料	
原材料費	事業に直接関係のない原材料費	
備品購入費	個人使用が可能な備品（タブレットなど）や家電等の購入 事業内容に合わない過大な備品の購入	
工事費	補助対象事業に関係のない工事	
不動産取得費	個人の居宅や個人で利用する土地の購入	

## 4. 事業期間

令和6年4月1日(月)

から

令和7年3月21日(金)

**令和6年度中に事業が完了し、同年度内に実績報告書の提出が必要です。**

## 5. 提出書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業提案書(様式第2号)
- ・事業スケジュール(様式第3号)
- ・事業収支予算書(様式第4号)
- ・構成員名簿(様式第5号)
- ・申請者の市税の納税証明書
- ・補助対象経費を証明する書類の写し  
(見積書または契約書等)

## 6. 交付の条件

- 補助対象事業の内容または補助対象経費の配分について変更をする場合、中止または廃止する場合は、承認を受けてください。(補助金の増額は不可)
- 補助対象事業が期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、指示を受けてください。
- 補助対象事業の状況、経費の収支等補助事業に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、交付決定年度の翌年度から5年間保管することが必要です。
- その他の交付の条件は、交付要綱を確認してください。

## 7. 補助対象者

○次のいずれかに該当する方を補助対象者とします。

1. 市内に住所を有している個人
2. 市内に活動の拠点を有し、過半数が市内に在住、在勤または在学している3人以上で構成される団体
3. 市内に本社を有する法人

○上記にかかわらず、補助金の交付を受けようとする方が次のいずれかに該当する場合は、**補助対象者となることができません。**

1. 市税を滞納している方
2. 暴力団の構成員または暴力団に関係すると認められる方
3. 補助対象事業に対して他の補助金等の交付を受けている方
4. 政治または宗教を目的とした団体
5. 市長が不相当と認める方

# 補助対象事業 具体例

## 【コンパクトシティ推進事業】

### 例①

#### 空き地の整備

→空き地をみんなが休める空間に。  
ベンチの設置や雑草対策などに活用可能。  
整備後は地域の活性化のために利用。  
雨庭として整備すれば、自然の力を利用した  
雨水対策が可能となります。

### 例③

#### 歩行空間の確保に伴う店舗前の整備

→歩道、公道に面する敷地において歩行者  
優先の空間を整備し、オープンテラスとして  
開放するなど。  
祭りの時期に合わせたエリアの整備もあり。  
※警察や市との調整が発生するので、都市計画課  
と協議が必要です。

コンパクトシティ推進事業は、「使いやすいまちにしたい」という想いを応援します。**居住誘導区域**や**地域生活拠点**を中心に行うことができるので、詳しいエリアについては、都市計画課へお問合せください。

- 補助率:補助対象経費の3/4以内
- 上限額:100万円

### 例②

#### 空き店舗等のリノベーション

→オープンスペースとして解放するもよし、  
民泊施設への改修※や、店舗を経営するなど  
空き店舗等をフル活用。  
※建物の用途変更を要するリノベーションも対象  
※一般住宅のリフォームは対象外

### 例④

#### 市有施設の一部を借りた営業等

→新しい人の流れを創出し、今までとは違う  
動線で地域の活性化を目指します。  
※補助をランニングコスト(光熱費等)に充てることは  
できません。  
※使用許可や占有許可が必要となる場合があるため  
都市計画課と協議が必要です。

# 補助対象事業 具体例

## 【まちづくりGX推進事業】

### 緑化事業

→まちなかのみどりを増やすことで、憩える空間が創出されます。きびしい夏の暑さを和らげ、CO2を削減することにもつながります。

#### 例

- ・壁面の緑化（グリーンカーテン等）  
※壁面を30%以上緑化した場合対象
- ・駐車場の一部を緑地に整備  
※駐車場の3%以上の面積を緑地化した場合対象
- ・公共エリアの緑化  
※植樹マスや開発緑地の緑化を行う場合対象  
※都市計画課と協議が必要です。

まちづくりGX推進事業は、「まちの緑を増やしたい」「クリーンなおつ市をつくりたい」という想いを応援します。居住誘導区域や地域生活拠点を中心に行うことができます。詳しいエリアについては、都市計画課へお問合せください。

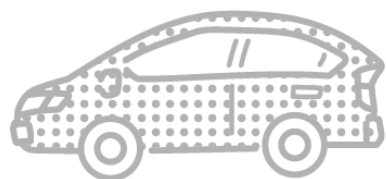
- ・補助率:補助対象経費の1/2以内
- ・上限額:15万円



### 地中熱利用事業

→地中熱を利用した融雪設備や空調設備を設置することで、CO2の削減に繋がります。

※住宅の新築時に限らず、設備を設置する場合対象



# 補助対象事業 具体例

## 【景観向上推進事業】

景観向上推進事業は、「むつ市の景観をよくしたい」という想いを応援します。むつ市全域で行うことができます。

- 補助率:補助対象経費の3/4以内
- 上限額:30万円

### 例①

#### サイン・看板の整備

→老朽化したサイン・看板を整備して地域の魅力UPを目指します。

※店舗のサイン等を整備する場合、むつ市に本店がある法人に限定します。

### 例④

#### イルミネーションの実施

→町内会で、駅で、公園で、神社で・・・イルミネーションを整備することで、夜間景観が向上します。

※イルミネーションをきっかけに、人が集まる仕組みづくりに活用してください。

### 例②

#### 景観重要樹木の維持管理

→適切な維持管理を行い、美しい景観を未来に引き継ぎます。

※事前に景観重要樹木の指定を受ける必要があります。

### 例⑤

#### イベントの開催

→補助金をスタートアップ費用として活用することで持続可能なイベントが可能になります。

※ランニングコスト(光熱費等)に充てることはできません。

### 例③

#### 廃校等を活用したアート事業

→アートによる景観まちづくりで新たな魅力を創出します。

※定期的な管理が必要となるため、実施可能な事業計画を作成する必要があります。